

福島地方環境事務所の 取組状況について

2025年4月



環境省 福島地方環境事務所

福島地方環境事務所の業務と体制

放射性物質汚染対処特別措置法(2012年1月全面施行)

- ・ 除染等の措置、汚染された廃棄物等の処理 等
- ・ 対象地域: 福島県、宮城県、岩手県の27市町村

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(2014年12月施行)

- ・ 除去土壌等の中間貯蔵施設の整備 等
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分を規定

(2012年1月 福島環境再生事務所を開所、2017年7月福島地方環境事務所に改組)

福島地方環境事務所(福島市)

福島地方環境事務所 職員: 458人 ※ 令和7年度定員

総務部

総合調整、庶務、広報、経理・契約

総務課、渉外広報課、企画課、経理課

環境再生・廃棄物対策部

除染、仮置場対策、災害がれき処理、建物解体、指定廃棄物処理の推進

環境再生・廃棄物対策総括課、環境再生課、仮置場対策課、廃棄物対策課

中間貯蔵部

中間貯蔵総括課、工務課、輸送課、管理課、中間貯蔵施設整備推進課、復興再生利用企画課、復興再生利用事業推進課、用地課

県北支所
(福島市)

県中・県南
支所
(郡山市)

県中・県南
支所富岡分室
(富岡町)

浜通り
南支所
(広野町)

浜通り
北支所
(南相馬市)

浜通り北支所
浪江分室
(浪江町)

中間貯蔵施設
浜通り事務所
(いわき市)

放射線健康
管理事務所
(いわき市)

特定廃棄物
埋立処分施設
管理事務所
(富岡町)

クリーンセン
ターふたば
管理事務所
(大熊町)

環境再生プラザ

(福島県と協働) 除染等に関する情報の発信、専門家派遣等

リプルンふくしま

特定廃棄物埋立処分事業に関する情報の発信、体験学習

中間貯蔵事業情報センター

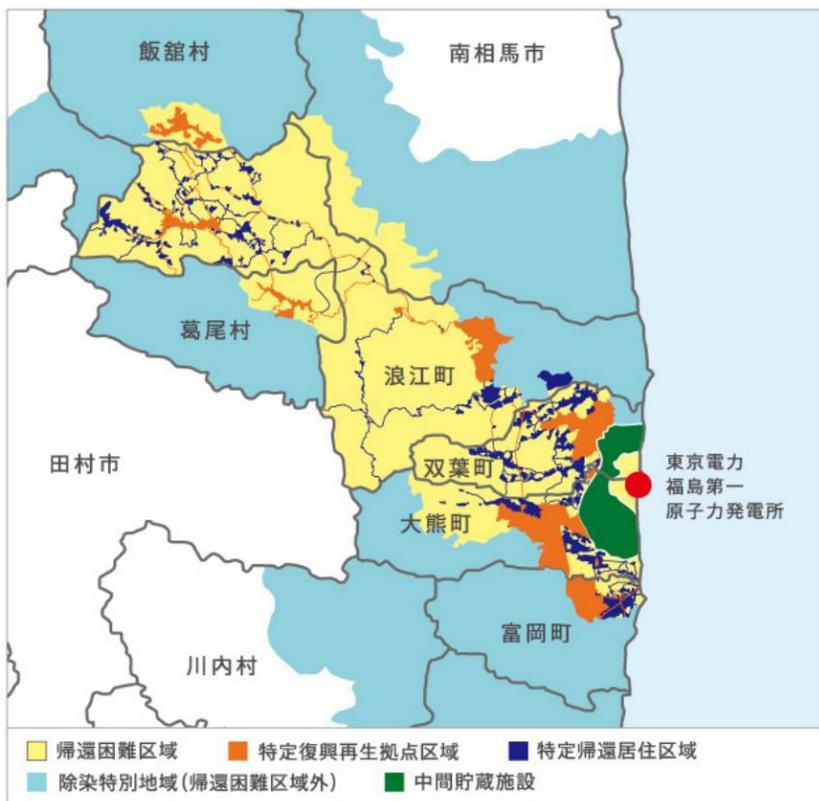
中間貯蔵事業、除去土壌等の再生利用及び県外最終処分をはじめとする福島の復興・環境再生の取組の発信

放射線リスクコミュニケーション 相談員支援センター

相談員の活動を支援(研修・専門家派遣など)

帰還困難区域における取組 (特定帰還居住区域の除染・家屋解体等)

- 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す**特定帰還居住区域**を設定できる制度を創設。
- 2023年9月に大熊町、双葉町の一部の地域において特定帰還居住区域が認定され、同年12月より家屋等の解体・除染等に着手（大熊町で2024年2月、双葉町で同年4月に対象区域が拡大）。
- 2024年1月に浪江町（2025年3月に対象区域が拡大）、同年2月に富岡町の特定帰還居住区域が認定され、また2025年3月には南相馬市が認定された。
- 浪江町では2024年6月に、富岡町では同年9月に除染・解体等に着手、南相馬市は着手に向け準備中。



※南相馬市の区域図は、個人宅の特定につながるため非公開。

◇特定帰還居住区域での除染の様子



大熊町 下野上一区



双葉町 三字行政区



浪江町 羽附一区



富岡町 小良ヶ浜字深谷地内

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

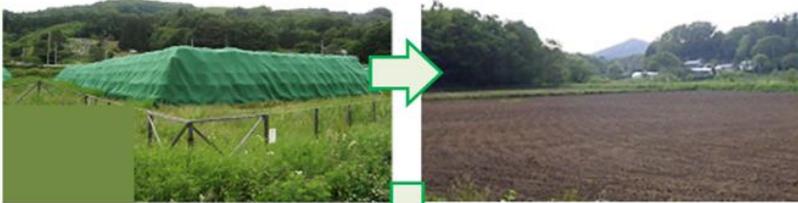
- 搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や跡地利用計画を元に、回復方法について土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- **R6年度は54箇所程度の返地。（R6年度末見込み）**

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

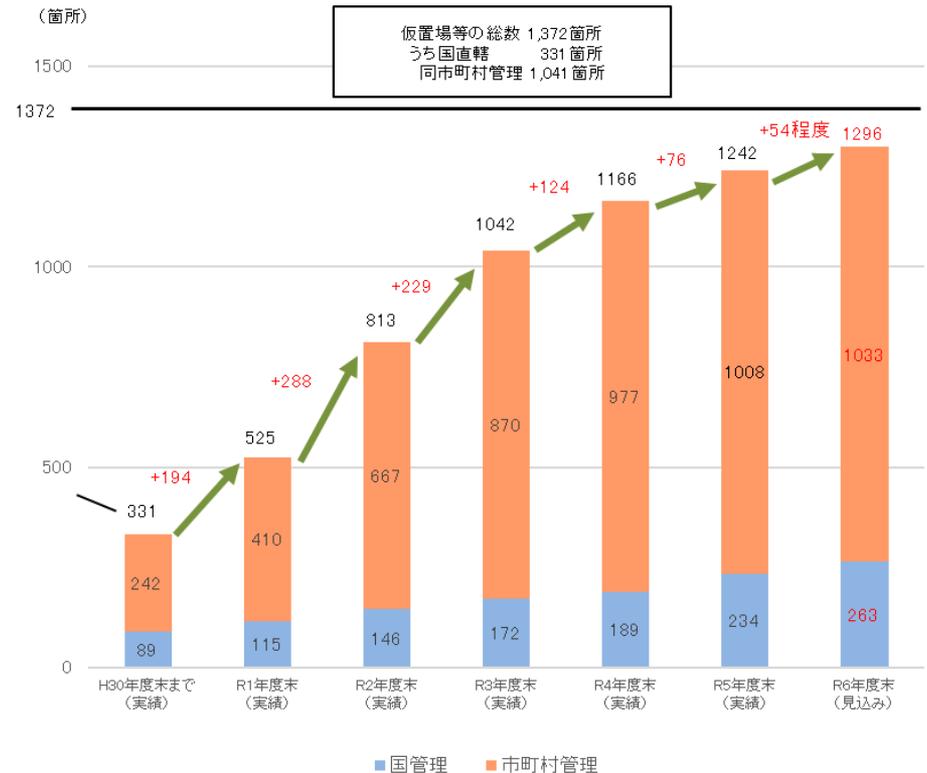
原状回復完了



地権者等による営農再開

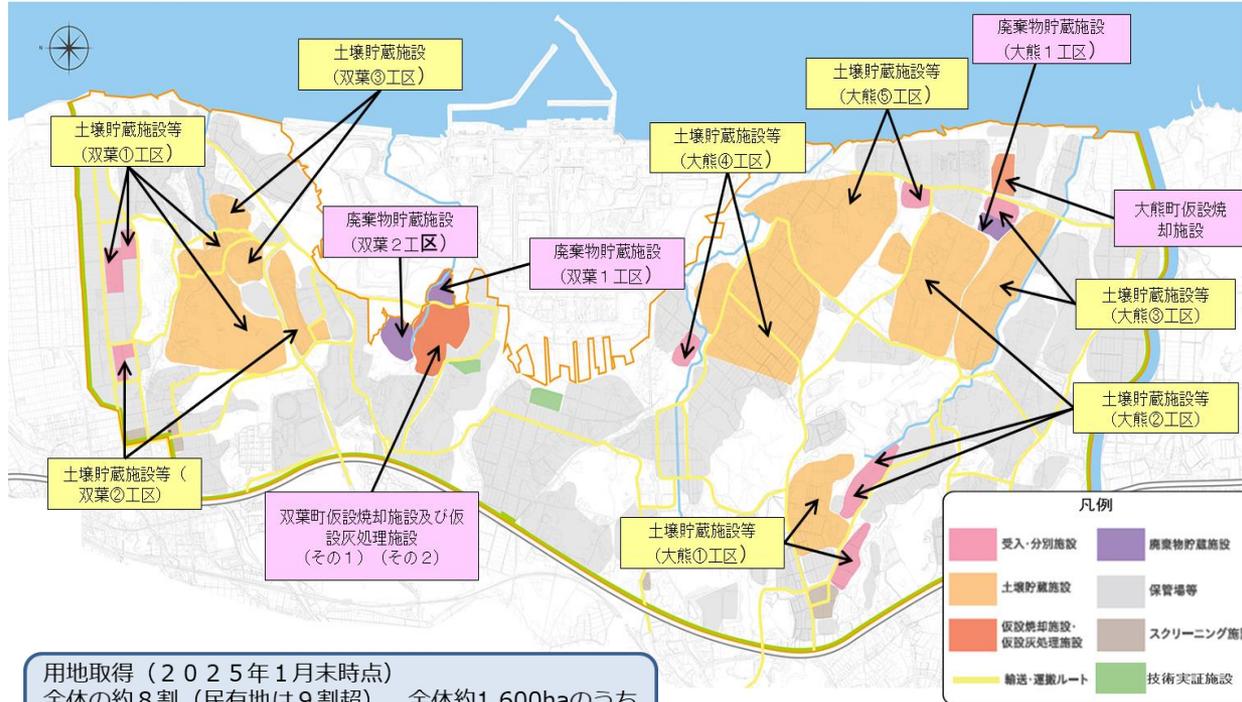


【返地した仮置場数の累計（一部見込み）】

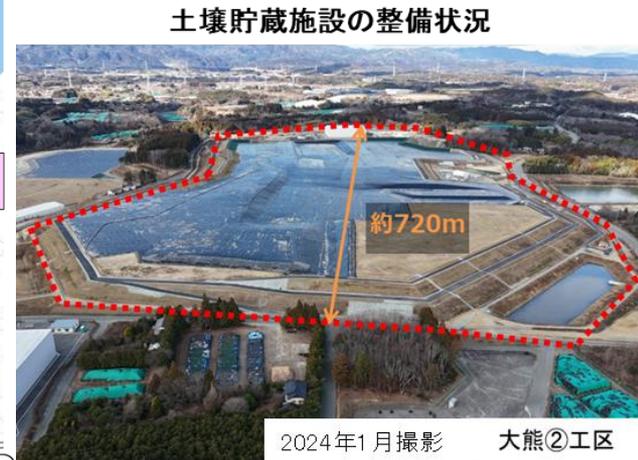


中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後（2015年3月～）30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 施設整備に当たっては、大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。



用地取得（2025年1月末時点）
全体の約8割（民有地は9割超）、全体約1,600haのうち約1,303haの契約に至る。



土壌貯蔵施設の整備状況

凡例
: 土壌貯蔵施設(当該工区)

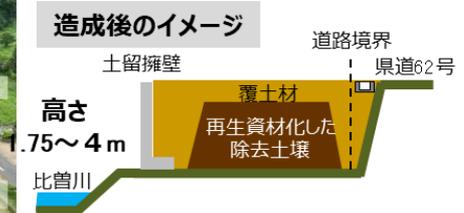
県外最終処分・再生利用の方針と現状

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施中。2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施中。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 2024年12月に政府一体となって推進するため、**閣僚級の第一回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**が開催。2025年春頃に基本方針、夏頃にロードマップの取りまとめを予定。
- 2025年3月に実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、**再生利用に係る基準等を策定**。

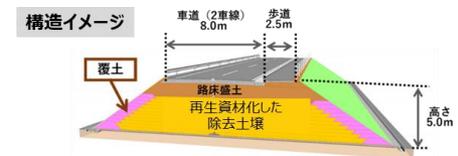
第一回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議の様子



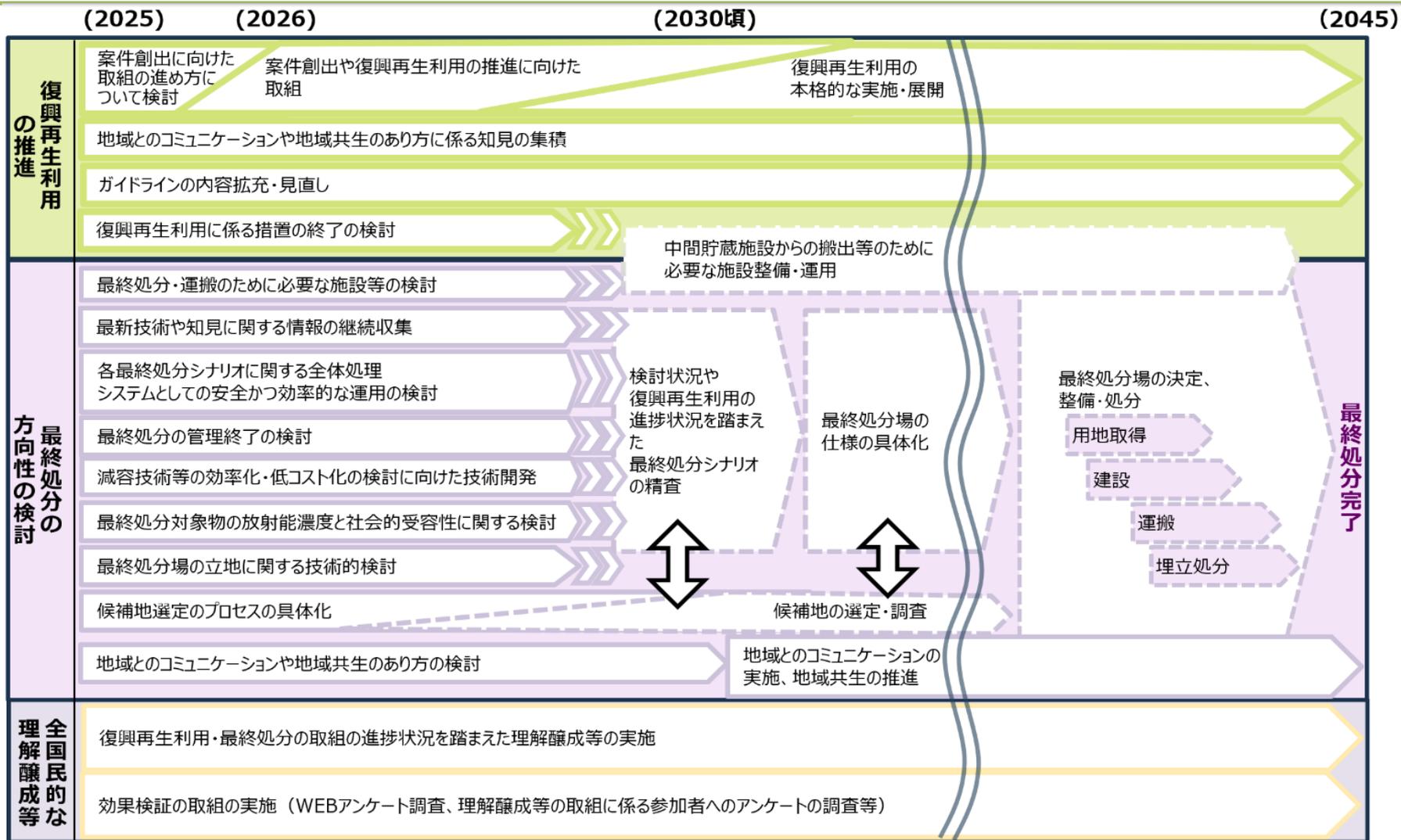
◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



◇中間貯蔵施設内(大熊町)での道路盛土実証事業



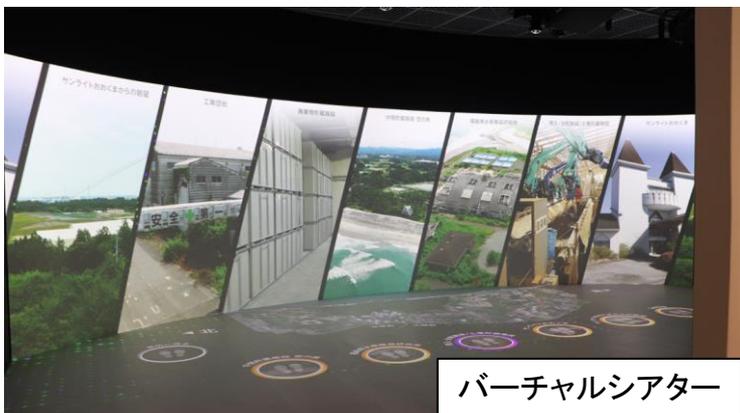
福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方 (中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果取りまとめ(令和7年3月28日公表))



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。
 ※飯舘村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元との協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。
 ※理解醸成のための事業の実施も検討。
 ※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討
 ※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。

中間貯蔵事業情報センターの新設について

- 2025年3月15日にグランドオープンした大熊町産業交流施設内に「中間貯蔵事業情報センター」を新たに開設。
- 同センターでは中間貯蔵事業の進捗や規模感を視覚的に伝える展示等により、中間貯蔵事業、除去土壌等の再生利用及び県外最終処分をはじめとする福島復興・環境再生の取組を発信している。
- また、同センターは、中間貯蔵施設の見学会等の発着拠点となり、中間貯蔵施設の建設を受け入れ、大切な土地を提供いただいた大熊町・双葉町の方の思い等についても発信している。



バーチャルシアター



ふるさとへの想い



展示面積：650㎡
(現センターは約100㎡)

最終処分・再生利用に係る理解醸成

- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国民的な理解醸成に向けて、次世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 今年度は、再生利用・最終処分の安全性・必要性等について、理解醸成において重要な対象者である次世代、自治体、メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

次世代向けの取組



大学等での講義



WEBメディアを活用した情報発信



WEBメディアと連携したイベント



インフルエンサー(Youtuber)と連携した情報発信

現地見学



福島県内市町村長



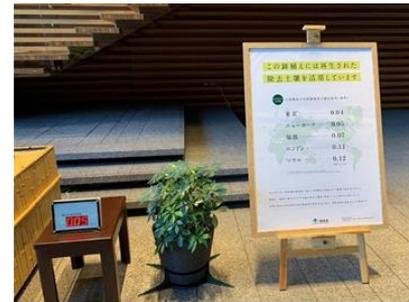
福島、その先の環境へ。ツアー参加者

中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の実証事業事業エリアを対象とした現地見学会を開催

除去土壌を用いた鉢植え等の設置



環境大臣室

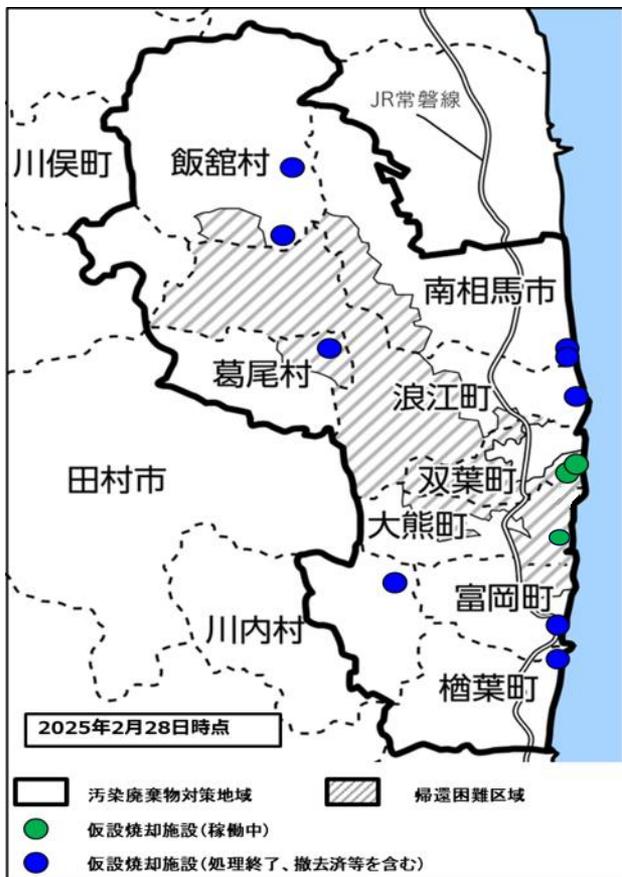


総理大臣官邸

〔2025年3月末時点で23施設に設置済み〕

特定廃棄物の処理 (国直轄による福島県(対策地域内)における仮設焼却施設の設置状況)

廃棄物の減容化や性状の安定化を図るため、11市町村(14施設)に仮設焼却施設を設置。2025年1月末までに約261万トン(除染廃棄物を含む)を処理済。



立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2025年1月末時点)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約326,000トン(約59,000トン)
双葉町 その1	稼働中(2020年3月より)	150t/日	約187,000トン(約19,000トン)
双葉町 その2	稼働中(2020年4月より)	200t/日	約142,000トン(約8,300トン)
浪江町	運営終了(2025年2月)	300t/日	約374,000トン(約219,000トン)
葛尾村	運営終了(2021年3月)	200t/日	約209,000トン(約39,000トン)
楢葉町	運営終了(2019年3月)	200t/日	約78,000トン(約32,000トン)
川内村	運営終了(2016年2月)	7t/日	約2,000トン(約2,000トン)
飯舘村 (小宮地区)	運営終了(2017年3月)	5t/日	約2,900トン(約2,900トン)
飯舘村 (蔵平地区)	運営終了(2021年2月)	240t/日	約257,000トン(約54,000トン)
富岡町	運営終了(2018年8月)	500t/日	約155,000トン(約55,000トン)
南相馬市1	運営終了(2019年6月)	200t/日	約149,000トン(約90,000トン)
南相馬市2	運営終了(2020年3月)	200t/日	約65,000トン(約1,000トン)

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

※川俣町、田村市分については、既存の処理施設で処理済(約40,000トン(除染廃棄物含む))。

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。2023年10月31日で約6年間の特定廃棄物の埋立が完了。2027年11月頃までは双葉郡8町村の生活ごみの埋立処分を行う。
- 2025年1月末時点、累計296,740袋を搬入。
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコテッククリーンセンター)を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- 2017.11.17 搬入開始
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固型化処理施設稼働
- 2023.10.10 セメント固型化処理施設での廃棄物の処理完了
- 2023.10.31 特定廃棄物の搬入完了

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
 - 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
 - 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
 - なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入
- ※2012年4月に帰還困難区域に指定された地域からのものを除く。

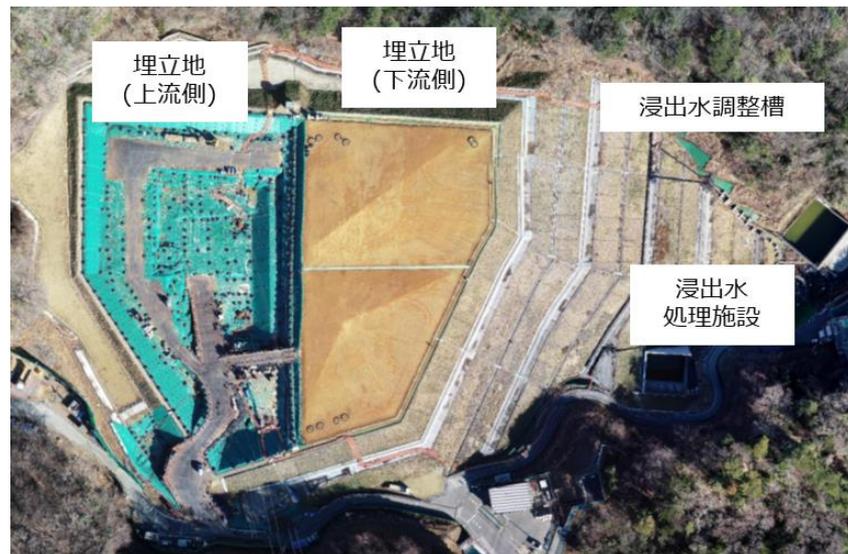
関連施設について



特定廃棄物固型化処理施設



特定廃棄物埋立情報館
「リプルンふくしま」



埋立処分施設の状況(2025年1月14日撮影)

クリーンセンターふたばを活用した埋立処分

- 福島県内では、**双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる廃棄物等の処分先の確保**が課題。
- 双葉郡の復興を加速化するため、双葉地方広域市町村圏組合が所有する管理型処分場「**クリーンセンターふたば**」をこれらの廃棄物の最終処分場として使用すること等について、同組合、福島県及び環境省との間で合意し、2019年8月5日に、**基本協定を締結**。
- 環境省において、2020年12月から整備工事を実施。**2023年6月1日より廃棄物の搬入開始**。これまでに19,678袋を搬入済み（2025年1月末現在）。

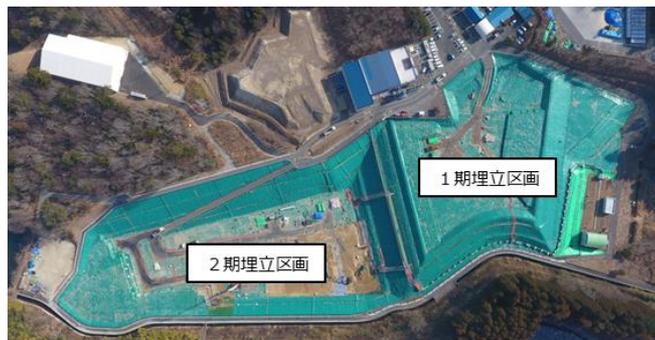
最終処分する廃棄物の種類

- ① 双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他の一般廃棄物
- ② 双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業活動に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物
- ③ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物

中間貯蔵施設
区域

クリーンセンター
ふたば

東京電力
福島第一
原子力発電所



現況写真（2025年2月27日撮影）

【クリーンセンターふたばについて】

- 設置場所 大熊町小入野(こいりの)
- 設置者 双葉地方広域市町村圏組合
- 東日本大震災前まで、産業廃棄物最終処分場及び双葉郡の一般廃棄物最終処分場として活用されてきた。